

# 合併・分割・事業譲渡による入札参加資格の承継申請の手引き (測量及び設計コンサルタント等業務業者)

測量及び設計コンサルタント等業務業者を対象とした、適法な手続きによる合併、会社分割又は事業譲渡にともなう和歌山県入札参加資格の承継に関する申請手続きは以下のとおりです。

なお、この手引きでは、合併における存続会社または新設会社、分割における新設会社（新設分割）または承継会社（吸収分割）、事業譲渡における譲受会社については、「**承継会社**」と定義しています。

また、合併における消滅会社、会社分割における分割会社、事業譲渡における譲渡会社については、「**被承継会社**」と定義しています。

## 1. 内 容

(1) 承継の認定は、以下の5業務区分単位となります。

- ① 測量業務
- ② 建築関係建設コンサルタント業務
- ③ 土木関係建設コンサルタント業務
- ④ 地質調査業務
- ⑤ 補償関係コンサルタント業務

(2) 同一業務区分内の業種・部門区分を分割した承継には対応しません。

(3) 被承継会社は、次回の定期資格審査まで承継会社に承継させた業務区分の追加申請はできません。

## 2. 手続き

(1) 申請期間

事実発生日から3ヶ月以内です。

※事実発生日

- ① 「合併」→合併登記を行った日
- ② 「分割」→分割登記を行った日
- ③ 「事業譲渡」→事業譲渡を行った日

※ 事業の現物出資により会社が新たに設立された場合は、設立登記を行った日

(2) 承継の申請

必要書類を提出していただいた後に認定することにしてはいますが、事前に必ず和歌山県庁 県土整備部 技術調査課 建設業班までご相談下さい。 (TEL 073-441-3064)

(3) その他

必要書類の内、間に合わないものがあっても受付は行いますが、認定は全ての書類がそろった後になります。

また、認定されるまでは新たな業務の受注等はできません。

### 3. 必要書類

- (1) 和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格承継申請書（様式第1号）
- (2) 施工実績に係る誓約書（様式第6号）
  - ・承継会社が消滅する場合は、提出不要です。
- (3) 合併、分割又は事業譲渡を確認できる書類の写し
- (4) 登記簿謄本の写し又は登記事項証明書
- (5) 資格譲渡者の承継業務に係る入札参加辞退届（任意様式）
- (6) 入札参加資格申請における申請書類および添付書類（承継会社に係るもの）
  - ※ 承継会社が既に入札参加資格を持つ場合、添付書類のうち申請時と確認内容に変更のないものは、提出を省くことができます。
  - 承継の内容により判断しますので、事前に技術調査課に確認してください。
- (7) その他（承継の内容に応じて、和歌山県が必要と認める書類）

### 4. 施工実績について

承継された業務区分の施工実績は全て承継会社に帰属することとなりますので、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供している測量調査設計業務実績情報サービス（いわゆる「TECRIS」。URL：<https://cthp.jacic.or.jp/tecris/>）において必要な手続きを行い、承継があった業務区分については全ての施工実績を承継会社に移動してください。